

外国人労働者受入環境整備支援 事業費補助金のお知らせ

県では、外国人労働者の県内定着を促進するため、生活環境の整備を実施する場合に、補助金を支給します。

補助対象者

外国人労働者を雇用している県内企業

県内の事業所において外国人材を雇用する中小企業者

主な補助要件

次のいずれかに該当する者

- ・やまがたスマイル企業(ゴールドスマイル企業又はダイヤモンドスマイル企業に限る)
- ・ユースエール認定企業
- ・えるぼし認定企業
- ・くるみん認定企業

対象経費

- ・対象外国人労働者の孤立防止やホームシック対策等のメンタルヘルスケアに要する経費
- ・対象外国人労働者の住居に係る冷暖房設備設置などの環境整備に要する経費(※ただし、居住する外国人労働者から徴収している家賃額が25,000円以内の場合に限る)

補助対象期間

令和 **7** 年 **4** 月 **1** 日～令和 **8** 年 **2** 月 **27** 日

(交付決定後の事業経費が補助対象となります。)

補助上限額

50 万円 (補助率 1 / 2)

申請受付期限

令和 **8** 年 **1** 月 **30** 日

詳細は県HPをご覧ください

申請書提出先 及び 照会先

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
産業労働部雇用・産業人材育成課
雇用対策担当 TEL: 023-630-2377

